

11月1日

昭和48年(1973年)

535号 発行・前橋市役所/編集・総務部秘書課/毎月1日・15日/昭和35年7月14日第3種郵便物認可(1部9円)

まえばし

読書週間記念

文芸講演会

11月17日に変更

十一月十日開催予定だった市立図書館主催の文芸講演会



は、講師の作家・中河与一さん(写真)の都

合で、十一月十七日(土)午後一時から変更、商工会議所ホールでひらきます。演題は「文学に思うこと」、入場は無料です。



海拔630メートル、前橋で一番高い金丸地区では市街を眼の下に、殊に秋の気配が深い。

季節の写真

深みゆく秋

ススキゆれる金丸地区

よく晴れた秋の日の、午後のひととき、赤城山麓の「深秋」をさぐるために、車を走らす。市街地をぬけて、赤城県道を二十分ほど、種畜場前を右に折れてすすむと、松の林のかけに、人家が点在している。海拔六百三十一メートル、前橋で一番高台にあるのが、ここ金丸町である。

空澄む赤城南面の、緑濃い松林が、このあたりから東北部にかけてひろがり、すぐ背後に鍋割の山が、秋空にくっきりと美しい。前方はるかには、前橋の市街が逆光線の中に浮かび、大きなひろがりを見せている。市街をかこむようにして、ほのかに黄色の帯を見せるのは、稲の収穫期を迎えた南橋から桂葉、芳賀へとひろがった田園地帯。ことしの稲作は、例年を上回る豊作とか、農家のひとたちの努力のあとがしのばれる。

金丸地区でも、最も高所にある金丸水源地に立つ。一面の緑は、大根畑、色づきそめた花木、風に揺れるススキの穂が、白いきらめきを見せている。そのかけでは咲き残ったアザミの花、野バラの赤い実、そして小さな野菊の一群が深みゆく秋から冬へのいそぎのなかで、ひそやかに息づいている。冬菜の手入れをする農家の人の背に深秋の日ざしが暖かい。

広報手帳

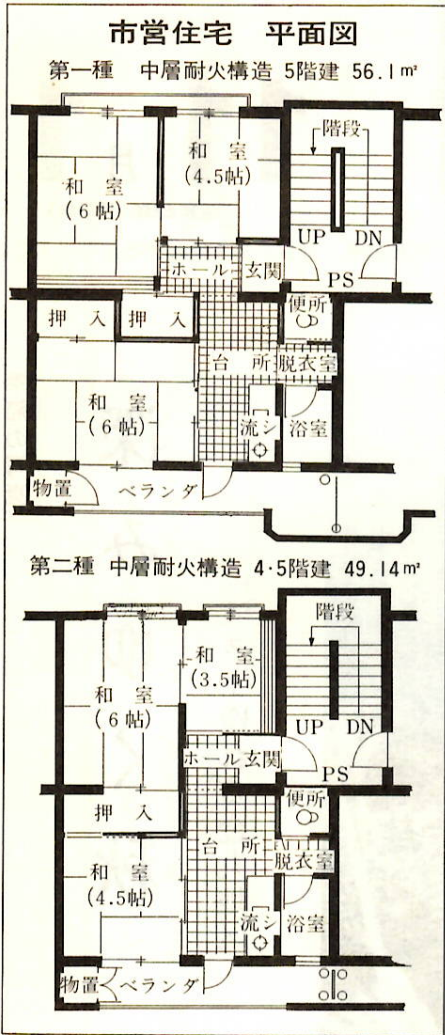


- 11月の市民の茶席 十五日午前十時から午後三時まで、中央公民館の前庭の奥の茶室で。この市民の茶席は、由緒ある茶室を広く一般市民に開放、利用していただくもので、ふだん着で初めての人も気軽に参加できます。今月の茶席当番は前橋茶道会の小見友仙さん。十二月は十五日に開き、金子宗旨さんが当番。参加費は無料。
- 第11回群馬県農業祭 十一月十九日から二十一日まで。一般のみなさんへの展示即売会は、十一月二十日・二十一日の両日、前三百貨店で野菜・しいたけ・鯉・金魚・肉類など。十九日から二十一日まで県民会館で植木・盆栽など。
- 国税モニター制度のご利用を 納税者のみなさんと、税務当局をつなぐパイプ役として、国税モニター制度というのがあるのを、ご存知でしょうか。この制度は、税についてのみなさんご意見や苦情などを、国税モニターのかたがたに集めていただき、税務の円滑な運営をはかるという目的で設けられたものです。本市関係では、大林正夫(表町二丁目二七)長岡太郎(国領町二丁目四)小暮善三郎(昭和町一丁目二四)荒木文子(千代田町一丁目六)さんが委嘱されています。お気づきの点がありましたら、ご相談を。
- 講演会ひらく 十一月十三日午後二時から四時まで、群馬銀行三階大会議室で、法政大学教授石定一さんの「日本経済の将来について」と題する時局講演会がひらかれます。お誘い合ってお出かけください。受講料は無料。参加は自由です。
- 水道料金委託集金員変更 女屋町・東上野町・小島田町・西片貝町・萩窪町・堀之下町・堤町・江木町・東片貝町の担当が、丸橋たつえさん(堤町)に変わりました。なお、水道料金の納付には、便利な口座振替の利用をおすすめします。

市営住宅入居者募集

● 広瀬団地の 174 戸

申込期間 10 日 ~ 20 日まで



四十八年度建設の市営住宅は、広瀬団地に百七十四戸がつくられますが、この入居者の公募を次のとおり行ないます。

□ 住宅の種類、構造、戸数、床面積、建設場所、家賃

下の表のとおりです。なお、入居住宅は、当せん者によって改めて抽せんを行ない決定します。浴室の構造上、風呂はバランス釜を使用していただくこととなります。

□ 入居申込資格

① 前橋市内に居住しているか、または勤務場所があり、現に住宅に困っていることが明らかな人。

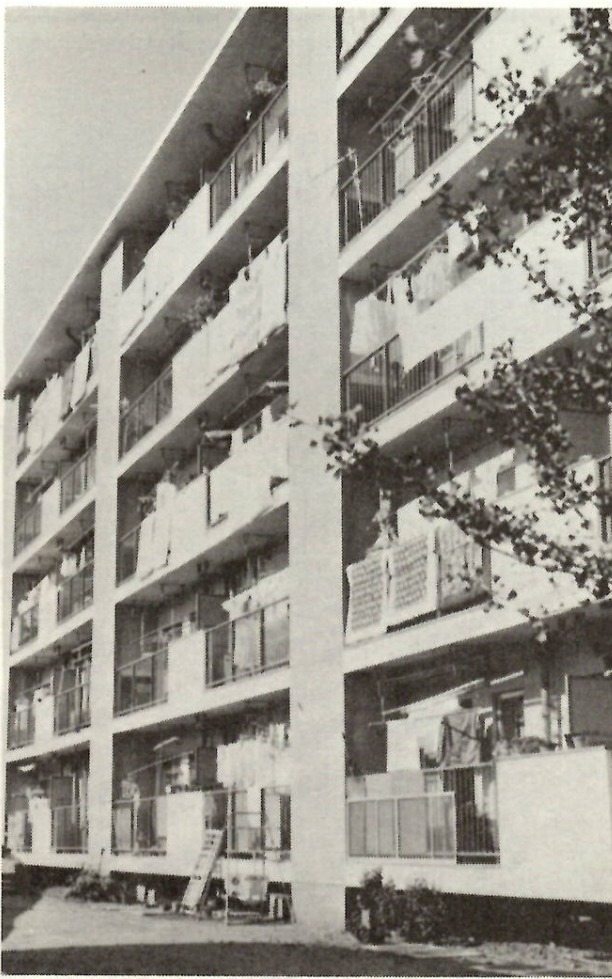
② 一定の職業に従事し、独立の生活を営む親子、または夫婦（婚約者を含む）を中心とする二人以上の家族構成の人。

③ 年間総収入の制限は、下の表以下であることとなっています。ただし、同一世帯で収入を得る人が二人いるときは、二人の収入を合算した場合、表の年収を十六万円程度超過しても入居資格があります。一応、建築課の係へご相談ください。

④ 昭和四十八年度に賦課された居住地の市町村民税を納期分まで完納した人。

⑤ 入居が決定した場合、敷金として家賃の三か月相当額を納入できる人。

⑥ 入居が決定した場合、昭和四十八年度の市民税を完納した人で



昨年建設された 5 階建市営住宅 (広瀬団地)

扶養家族種別	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
第 1 種	円 1,031,999	円 1,181,999	円 1,311,999	円 1,481,999	円 1,631,999	円 1,767,999
第 2 種	円 611,999	円 761,999	円 911,999	円 1,061,999	円 1,211,999	円 1,361,999

種別	構造	戸数	床面積	建設場所	家賃(円)	入居予定日	備考
第 1 種	中層耐火構造 5 階建	90	56.10 ^m	広瀬団地	1・2階 9,300 3階 9,200 4階 9,100 5階 9,000	昭和 49.4.1	3 棟
第 2 種	中層耐火 4 階建 5 階建	84	49.14 ^m	広瀬団地	1・2階 6,800 3階 6,700 4階 6,600 5階 6,500	昭和 49.4.1	1 棟 2 棟
計		174					

申込者と同等以上の収入があり前橋市内に居住している連帯保証人二人の保証を得られる人。

□ 申込期間

十一月十日から十一月二十日まで

で、日曜を除く勤務時間中。

□ 申込用紙の交付・受付場所

市役所一階窓口センター。申込書提出のとき、公開抽せん通知用として、申込者の住所、氏名を表に書いた「はがき」一枚を、必ず申込書と一緒に提出ください。

□ 入居者選考方法

第一次選考(入居資格審査)申込書により書類審査を行ない、入居資格の有無を決定し、通知します。

第二次選考(入居抽せん)第一種住宅、第二種住宅ごとに、別に定める組に分けて抽せんによって入居者を決定します。抽せん日は明年一月下旬水道会館ホールで行なう予定です。

なお、抽せん当日は、本人または代理者が、必ず「通知はがき」を持参のうえ、出席ください。受付時間までに出席しない場合は、失格となりますのでご注意ください。

絶対を守りたい銃のマナー

十一月一日から狩猟が解禁になりました。狩猟シーズンにはいつて、一番心配されるのが人身の危害事故です。

昨年の猟期中に、県下で六件の事故が発生、七人がケガをしています。ハンターのみなさんは、次のことを守り、正しく安全な狩猟を行ないましょう。

① 猟場以外では、必ず銃に袋をかぶせるか、ケースに入れて携帯運搬を。② 銃を発射するとき以外は、絶対に薬室および弾倉にタマをこめない。③ 銃を手にしたとき、または手からはなすときは、必ずタマの有無をたしかめる。④

市有施設めぐりにみなさんで参加を

申し込みは 11 月 10 日まで

会費は無料



前回の市有施設めぐり

市庁舎中庭に十二時五十分までに集合いただき、午後一時に出発し、解散は五時ごろになる予定です。

□ おもな見学場所

下水処理場、清掃工場、広瀬団地、畜場、児童文化センター、数島浄水場、バラ園、温水プール・トレーニングセンター、工業団地など。

わたしたちのまちをバスに乗って、みんなで見学するおとなの社会科学習に参加ください。

□ 見学日

11月14日(水)・15日(木)・16日(金)・17日(土)。

□ 申込先

往復ハガキに住所、氏名、年齢、職業、見学希望日(第一・第二希望日)を明記し、大手町二丁目十一-一前橋市役所秘書課広報係あてお送りください。

□ 締め切り 十一月十日まで。

新しい街づくりの用途地域指定に関連して

建築工事は 早めに着工

住みよい街づくりのための、新しい「用途地域の指定」が、いろいろな経過を経て、近く指定される予定です。

この「新しい用途地域の指定」が行なわれずと、これにもとづいた新しい建築基準法が適用され、建ぺい率(敷地面積と建築面積の割合)容積率(敷地面積と延べ面積の割合)高さの制限、建築物の用途の制限などが、大幅に変わります。

この「新しい用途地域の指定」は、新しい建築基準法に適合していない「確認申請書」は、審査期間の関係上から、用途地域の指定の告示日以前に締め切られます。一号建築物(特殊建築物)三号建築物(非木造で二階以上または延べ面積が二百平方メートルをこえるもの)は、告示前二十一日。四号建築物(主として木造建築物)は十日前で、現行法による受け付けを締め切ります。

用途地域案を縦覧

告示後は新法が適用

この制度は、すでに建築確認済の建物にも新法が適用され、新しい用途地域の指定の告示があった日(本年の十二月中旬ごろ)と推察されます。以後は、この適用を受けることとなります。

したがって、すでに「建築確認済」を受けていても、新しい用途地域の指定の告示があった日以前に、その工事に着手していないと、新しい建築基準法が適用されます。

現行の建築基準法によって設計され、新しい建築基準法に適合していない建物は、これに適合するように「設計変更」をし、建築主事の変更の承認を受けた後でなければ、工事に着手することができなくなります。

新用途地域の指定の告示があった日以前に建築確認を受け、工事に着手したものは、現行の建築基準法によって設計されたものであっても、工事を続けることができます。なお「着工」とは、根切工事をはじめ、その工事が継続されている状態をいいます。

現行の建築基準法で設計され、確認申請の締切り

新しい建築基準法に適合していない「確認申請書」は、審査期間の関係上から、用途地域の指定の告示日以前に締め切られます。

一号建築物(特殊建築物)三号建築物(非木造で二階以上または延べ面積が二百平方メートルをこえるもの)は、告示前二十一日。

四号建築物(主として木造建築物)は十日前で、現行法による受け付けを締め切ります。

なお、これらについての詳細なお問い合わせは、市役所四階建築指導課(電話24局一一一内線三三六・三三七)へ。

用途地域案を縦覧

6日から19日まで

住みよい、明るい街づくりのために、街の中のどこを住宅地、どこを商業地や工業地にするかを定める「用途地域」の案は、十一月一日号広報紙でお知らせしました。

その後、十月四日から九日までの間、関係地域の地元説明会を開き、さらに二十三日には公聴会を実施してきました。

このたび案の内容を、縦覧します。地域に住んでいる人、ならびに利害関係のある人、この案にご意見がある場合は、縦覧の期間中に、県知事あてに意見書を提出することができます。

縦覧期間、場所は次のとおりです。

縦覧期間 十一月六日から十九日まで。時間は午前九時から午後五時まで。

いた書面を、県庁内土木部計画課あて、十一月十九日までに必着するよう提出してください。意見書は、B4判四百字詰の原稿用紙に意見書とおおよび理由を区分して、楷書で自筆でお書きください。

○：お問い合わせは、県土木部計画課(電話23局一一一内線五八一)または市役所都市計画課(電話24局一一一内線三七五)へどうぞ。

一部改正

土地先買い制度

12月1日から実施に

「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行によって、昨年の十二月一日から、市街化区域内の土地を有償で譲渡しようとする場合は市を窓口として県知事に届け出なければならぬとされています。

そのほか、改正点は次のとおりです。

①県知事から土地の買い取りの協議を行なうという通知ができる期間が、「届け出のあった日から二週間以内」であったのが「三週間以内」に延長となりました。

この期間を含めて、土地譲渡が制限される期間が、最大限「四週間」から「六週間」となります。

②届け出を必要とするのは、市街化区域内では、都市計画施設の該当地が三百平方メートル以上、その他の土地が五千平方メートル以上となります。

③市街化調整区域内でも、三百平方メートル以上の土地については、自分の土地を市などに買ってはいいと「申し出」ることができるようになりました。

○：詳しくは、市役所都市計画課(電話24局一一一内線三三六)へお問い合わせください。また、「届け出」「申し出」に必要な用紙は、同課に用意してあります。



新しい街づくりとして用途地域の指定となる市街地

また、市などに自分の土地を買ってほしいと申し出ることもできることになっています。

このたび、この法律の一部が改正され、公共施設などに必要な土地取得をさらに推進するため、現在、市街化区域内に限られている届け出、申し出の対象区域が、都市計画区域(市域全域)に拡大されることとなります。

そのほか、改正点は次のとおりです。

①県知事から土地の買い取りの協議を行なうという通知ができる期間が、「届け出のあった日から二週間以内」であったのが「三週間以内」に延長となりました。

この期間を含めて、土地譲渡が制限される期間が、最大限「四週間」から「六週間」となります。

②届け出を必要とするのは、市街化区域内では、都市計画施設の該当地が三百平方メートル以上、その他の土地が五千平方メートル以上となります。

③市街化調整区域内でも、三百平方メートル以上の土地については、自分の土地を市などに買ってはいいと「申し出」ることができるようになりました。

○：詳しくは、市役所都市計画課(電話24局一一一内線三三六)へお問い合わせください。また、「届け出」「申し出」に必要な用紙は、同課に用意してあります。

農用地利用計画 変更計画(案)を縦覧

市では、ことし十一月二十六日に認可となった「農業振興地域整備計画」を変更することになり、法

の定めによって、その「農用地利用計画変更計画(案)」を、十一月二十一日まで、市役所農政課で

縦覧しています。

この「変更計画(案)」に異議のある権利者は、十二月六日まで、農政課へ「異議の申し出」をしてください。

箱田・江田・古市町周辺で 県で現地調査

最近、急速で伸びている市街地周辺の状況を調べるため、県で

10・11・12月 交通事故多発期

六日に一人が死亡

一日平均六・五件発生、傷者八・二人、六日に一人が死亡——これは昨年の十月、十一月、十二月の三か月間に、前橋警察署管内で起きた交通事故の数字です。

秋の行楽シーズンも、後半にはいりましたが、この季節から年末にかけては、例年のように「交通事故多発期」といわれ、とくに死亡事故が多く発生しています。

昨年、前橋警察署管内での発生件数でも、一月から九月までの交通事故死亡者は三十人で、十日一人の割合でしたが、十月から十二月までは十四人、六日に一人が死亡しています。

このため、前橋署では十月から十二月までの三か月間を「交通事故死亡事故防止緊急対策推進月間」にきめ、いろいろな運動を実施中です。

とくに、無免許運転、酒酔い運転、速度違反、信号無視、歩行者保護義務違反、追越し違反など、死亡事故の主原因を占める交通違反に対する取締りを一段ときびしくするほか、緊急交通規制、各種交通安全活動の推進などを行なっています。

市民のみならず、次の点に注意して、交通事故を起こさないようまた交通安全事故にあわないよう、十分気をつけましょう。

《運転者のみなさんへ》

交通安全運転の励行を交通事故の約五〇％は、わき見、考えごとほんやりなど、いわゆる「不注意運転」によって起こされています。いつでも、どこでも、事故防止を優先に考えて、細心の注意でルールに従った運転に心がけたいものです。一瞬の不注意で、被害者はもちろん、加害者も悲惨な不幸

を招くのが交通事故です。交通安全運転の励行は、最も基本的な、あなたのつとめです。

速度は控えめに道路交通の状況に応じて、とっさの場合の危険を避けられるよう、速度はいつも控えめに運転しましょう。

交差点では細心の注意を前橋署管内の交通事故の約六〇％は交差点、またはその付近で起きています。左右の見通しの悪い交差点での安全確認、一時停止、徐行の励行、右左折どきの早めの合図信号の厳守など、交差点でのルールは完全に守り、事故を未然に防ぎたいものです。

子どもと老人に注意 子どもと老人は、交通上では「最も弱い立場」にあるといえます。子どもや老人が通行しているときは、その動静に十分注意し、場合によっては一時停止をして道をゆずるなどして守ってやりましょう。

《歩行者のみなさんへ》

正しい横断の励行 歩行者事故の約七〇％は、道路横断中に起きています。

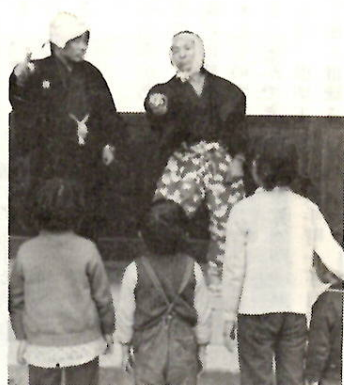
まず、①左右の安全確認②横断歩道など安全施設を使って横断する③車が止ってから横断④夜間は明るい場所を選んで横断する⑤など、安全な横断に心がけてください。

自転車は急に止まれない 運転者が障害物を発見して車を止めようとして、急には止められません。とっさに止めようと思つてから車が止まるまで、およそ市街地で十六分から二十分、郊外で三十分から四十分もかかります。

したがって、車の前にとび出したり、車のすぐ前を横断することは、非常に危険です。

毎月1日は交通安全日

第 1 回 郷土芸能大会



泉沢に残る野郎万歳

ふるさと前橋に残る素朴な唄や踊り・舞いのかずかずを披露します

幾百年も永い間、古老たちの口から口へと受け継がれてきた郷土芸能のかずかずを、市民のみならず、観光客に観覧していただく「第一回前橋市郷土芸能大会」が、菊香の十一月十七日(土)午後一時から四時まで、県民会館小ホールでひらかれます。

城東町の「糸ひき唄」、泉沢町の「盆踊り種荷藤節」、下長磯町の「角力甚句」、泉沢町の「野郎万歳」、市指定重要無形文化財の清野町の「野良犬獅子舞」、同じく重要無形文化財の東・西片貝町の「片貝神社太々神楽」、同じく重要無形文化財の下大屋町の「産泰神社太々神楽」、泉沢町の「道化芝居・道中膝栗毛赤坂並木の場」

などです。いずれも素朴な、味わい深いもので、みなさんの心にしみるしらべや舞いを見せてくれるでしょう。

11月17日(土) 午後1時~4時 県民会館小ホール <入場無料>

市では、文化財を保護し、この先人の文化遺産を後世に残そうと、このたび「市文化財保護条例」にもとづき、次のとおり重要文化財を指定しました。

▽野良犬獅子舞(重要無形文化財) 現在の清野町(旧群馬郡清里村大字野良犬)に、慶長年間から伝承されたとされる獅子舞で、関白竜天流の流れをくむ三匹だちの舞いで、極めて勇壮な県下でも珍らしいものです。

▽総社神社太々神楽(重要無形文化財) 本市における神楽の総元締めの位置をもち、この神楽を伝承している神楽連も多く、舞い・演奏ともに古式にのっとったままを保存している里神楽です。例年、三月十四日上演されます。



重要無形文化財指定の野良犬獅子舞



重要文化財指定の仁治の板碑



重要無形文化財指定の産泰神社太々神楽

重要文化財を指定

▽片貝神社太々神楽(重要無形文化財) 毎年一月十三日と四月十三日に奉納演奏されます。明治のはじめ、総社太々神楽を伝授し、伝承当時のままを現在も続けているものです。

▽産泰神社太々神楽(重要無形文化財) 里神楽の特徴を十分に保ち、現在も二十三座の舞いを演奏するもの。下大屋町産泰神社で毎年四月十八日に奉納演奏され、古くは神職が奉納神楽を行ないましたが、明治十年から氏子によって行なわれています。

▽結城政勝画像(重要文化財) 朝日町孝順寺に、松平藩主画像とともに所蔵されているもので、政勝は松平直基の曾祖父であり、本市にとって唯一のもので、酒井重忠画像(重要文化財) 大手町の源英寺に所蔵されているもので、重忠画像はこのほか姫



重要文化財指定の酒井重忠画像

野良犬獅子舞など 新しく十四点を

市のものの方が古いと推定されています。前橋藩初代藩主画像として永久保存に備えるものといえます。

▽東福寺口(重要文化財) 三河町東福寺にあり、県内では室町時代のもので最も古きものです。型、貴品もよく、金石文資料として、金属製のものには本市に少なく、価値あるものです。

▽仁治の板碑(重要文化財) 小島田町にあり、鎌倉時代の板碑の厚型をもっています。県内板碑としては、最も古いものといわれ父祖が子の供養のために建立した精神的な供養碑として貴重なもの

路城に一点が残されていますが、画像の鳥帽子、顔、衣裳の紋の位置、手足まで、源英寺のものに酷似しています。色彩からみて、本

▽大徳寺多宝塔(重要文化財) 小相木町大徳寺の所蔵。県内の多宝塔は多くは石造ですが、江戸期の作とされるこの多宝塔は金銅製で型も大きく、他に例をみないものです。

▽阿弥陀三尊画像板碑(重要文化財) 画像板碑は、県内でも稀少なものです。石質は緑泥片岩製、紀年銘は弘安二年といわれ、地方伝教文化史上、貴重なもので、公田町乗明院境内にあります。

▽光厳寺層塔(重要文化財) この層塔は相輪・七層・塔身、二重基石から成り、各花瓶が左右に、他の二面には各三休つづの六観音像が彫つてあります。これらの彫刻は室町時代の特徴をもって

であり、半のものとして、古墳の歴史的年代を知る上に、価値ある古墳といえます。

▽経塚古墳(史跡) 前橋南端にあるただ一つの円墳で、広瀬川台地に位置し、古墳の原型をよくとどめたもので、東善町にあります。

▽オブ塚古墳(史跡) 勝沢町にあり、この古墳からは出土品も多く、小前方後円墳ですが六世紀後

文化財保護週間

指定文化財は63件

きょうから 第二回「文化財保護週間」

「文化財保護の万全を期するため市民ひとりひとりが、文化財を国民的財宝として愛護しよう」という目的で、全国的にいろいろな行事が行なわれます。

市でも、文化財保護について、みなさんの理解を深めていただくための啓蒙にとめるほか、ことしから特に第一回の芸能大会をひらき、みなさんの認識を高めていただくことにしています。

現在、本市には国・県・市の指定文化財は六十三件あります。そのほか遺跡として確認されているものが三百六十四件、石仏や石塔など金石文の重要なものも百九十一件もあり、ふるさと前橋の深く高い文化遺産のかずかずを伝えてくれます。

この期間を問わず、また、文化財関係者だけでなく、広く、教育その他の機関、団体、そして一般市民のみなさんの協力で、本市の文化遺産のかずかずが完全に保存され、次の世代へ引き継がれるよう理解と協力を仰ぎたいものです。

浮世絵展

13~18日 前三催場



前橋ユネスコ協会主催、市教育委員会後援による「浮世絵展」が、荻川師宣・鳥居清信・鈴木春信・喜多川歌麿・歌川豊国・葛飾北斎・安藤広重をはじめ、代表的浮世絵作家の作品(複製)百点を集めて、十一月十三日から十八日まで六日間、前三百貨店六階サロンでひらかれます。入場は無料。

また、青年会館による「世界はひとつ写真展」と、岩神小・敷島小児童との交換になる「ネパール児童画展」も同時展示されます。みなさんでご観覧ください。

交通規制

利根橋に歩道橋新設のため

利根橋の両側に歩道橋をつける工事のため(本年度は下部工事)十月二十七日から四十九年三月十五日まで、石倉町側から紅雲町側へ一方通行で片側通行止という交通規制がされます。但し、大型車は全面通行止、歩行者、自転車は現在のまま、利根橋経由の定期バスは群馬大橋経由となります。ご協力とご注意を。

改正火災予防条例 かいせつ

会社や家庭などで使う燃焼器具類の構造、使用法等を定めている「前橋市火災予防条例」が改正され、十月一日から施行されました。この改正は、新しい形の燃焼器具やこれに使う燃料の変化、現代の生活様式に合わせて改正されたもので、その要旨をシリーズとして連載します。

移動式石油ストーブ

いま、みなさんが使っている石油ストーブで、自動消火装置のないものは、昭和五十二年九月三十日までに「地震、震動等によって自動的に消火または燃料が停止する装置をつけたものに換えなければならぬ」と定められました。新しく石油ストーブを買うときはご注意ください。(条例第18条)

あき地の枯れ草の処理

これから冬に向けて、枯れ草がぼうぼうとしたあき地や燃えやすいものが捨てられているあき地が目立ちます。ちよつとしたタバコの火や一本のマッチで、火事になる危険がいっぱいです。法の改正で、こうしたあき地の所有者、管理者は、これらの枯れ草などの刈り取り、除去、そのほか火災予防の措置をしなければならぬことに義務づけられました。(条例第24条)

たき火のとき消火準備

ガソリンや火薬類などのある近くでの「たき火」は、厳禁されるのは当然ですが、火の粉などが出やすい紙類などを燃やすときは、地面に穴を掘って、その中でもやすようにしてください。たき火のときは、水バケツ、消火器などの消火準備を必ずしてからはじめることが義務づけられました。(条例第25条)

灯油の貯蔵には……

①屋外でドラム缶、タンクなどで灯油を二五〇リットル以上五〇〇リットル未満を貯蔵する場合は周囲に一メートル以上のあき地がとれるように置き、地震などで倒れないようにすること。
②屋内で一〇〇〜一五〇リットル未満の灯油を貯蔵するときは、柱、壁、床および天井は、不燃材料でつくるか、おおいをし、開口部に防火戸をつける。
③一〇リットル以上の灯油を貯蔵する付近の見やすい場所に、「少量危険物貯蔵所」の標識(三〇×六〇センチ)をかかげなければなりません。(条例第31条)

写真ニュース

前橋まつり はなやかに

10月13日・14日の2日間、恒例の前橋まつりがくりひろげられ、延べ30万人の出入(市商政課調べ)で、市内は祭一色に包まれました。人気を集めたミス職場の華、

華竜太鼓、仮装広告パレードや民謡流し、各町内や商店街、各種団体の多彩な協賛行事が、祭り気分を盛り上げていました。



おとなも子どもも、楽しくおどった郷土民謡流し。

児童文化センター だより

月曜の午後と火曜・祝日は
休み 電話24局二五四八



児童生徒図画作品展

中央小学校、大根根小学校、永明小学校、第六中学校の児童生徒の図画作品を十一月一日から二十二日まで、三階展示室と各階段パネルに展示します。

子どもレコード・コンサート
十一月十八日(日)午後三時三十分から三階視聴覚室で。今月はピアノ名曲集で、「トロイメライ」「小犬のワルツ」などの美しい名曲を、いっしょに楽しく鑑賞します。

自転車の安全な乗り方初級検定
正しい交通のきまりや安全な乗り方をおぼえ、おもしろい交通事故からあなたを守りましょう。

ねたきり老人宅など 火災予防訪問

市で千三百人を対象に
火災で亡くなられたかたがたの半数以上が、からだの自由なおとしよりや子どもです。

市消防本部では、これからの火災シーズン前に、ねたきり老人や一人暮らしの老人、身体障害者家庭など千三百人を対象に、十月十五日から婦人消防士による「火災予防訪問」を行なっています。

今回の「訪問」は、第三回目です。主にはこれらのかたがたの安全避難の方法について、話し合い、指導をしていきます。とくに、火を使う場所の安全点検、暖房用に最も多く使われている電気毛布、電気あんか等の電気器具の安全点検も行なっています。このため、一部地区では、とくに東京電力の協力を得て、専門的な検査も実施しています。また「愛のチャイム」の点検も合わせて行なっていますが、こうしたかたがたは、万一火事になると非常に危険です。事故防止のため、お近くのみなさんの暖かい配慮がのぞまれるわけです。(写真は世間話もはずむ婦人消防士の火災予防訪問)



指導と練習日は、十一月十日(土)午後一時三十分から四時三十分まで。
対象は、小学校四年生から中学生まで六十人。希望者は十一月一日から受付付きますから、直接来館するか電話で申し込みください。検定に合格した人には合格証をおわたします。費用は無料。

子ども映画会
十一月十八日(日)午後一時から三時まで。今月は「かぐやひめ(マンガ)」「古墳からみた大和」などをお映しします。

自由に参加できますが、視聴覚室の定員は百人ですから、おはやめにおいでください。
十一月十日(土)午後五時から七時まで。対象は、小学校四年生以上中学生まで六十人。講師は、元総社小学校教諭土屋清喜さん。希望者は、十一月二日から受付付きますから、電話または来館して直接センターへ申し込みください。定員になりしだい締め切ります。当日は、筆記用具を用意してください。

広場

公民館三三三版

60歳以上の人たちだけで 歩け歩け運動

芳賀地区
秋はれの十月十二日
明寿大学芳賀地区教室で学ぶ六十歳以上の「学生さん」女性十一人をむむ四十六人が、赤城南ろくの地区内で歩け歩け運動を行ないました。

郷土の名所をたずねながら体力作りをしようというのがこの日のねらい。朝九時半に芳賀公民館を出発し、まず、いまはすっかり有名になつた嶺町の桂正田遺跡の発掘調査現場までのぼり、続いて小坂子町にある月山など、歴史的にゆいしよあるところを見学つぎに、芳賀畜産団地を訪ね、近代的畜産経営のようすをつぶさに見てから、団地内の四軒に分散して、たのしい昼食をとり、午後は端気町の善勝寺まで歩き公民館に帰った。この日の行程は、じつに十六キロということでした。

終始元気に歩きとおした参加者のひとり「一地区内にずっと住んでいたのに初めて見たところもあるし、芳賀の変わりようもわかっていい勉強になりました」と感想を語っていました。

子ども会が作った
いっしょにここの二列登校
ろじでの遊びはやめましよう
橋の上で遊ぶのはやめましよう
ここにここの二列登校
細い道からとび出すな
へのいのかげからとび出すな
道路で二列事故のもと
ちよつとまって、車がくるよ

これは、このほど小神明町子ども会が作った「交通安全いろはカルタ」。
手わけして描いた絵も出来あがったので、近く印刷して本物のいろはカルタにする予定です。
「子どもたちの意をおとなは十分理解しなければ」とは、育成会長の荻原安夫さんのことば。

あなたもどうぞ！
フオークダンス
桂置地区
毎週月曜日の夜、桂置地区の青年グループ教室で、フオークダンスを学習した若い仲間たちが、せつかく身につけた技術をもつと生かしたいと、一般の人によびかけて開いた講習会十月いっばいの予定で開始したところ、前橋フオークダンス協会の専門家を指導者に迎えての協力的なものだけに、参加者から予想以上の好評を得て、当分の間、講習会を続けるほどの盛況ぶり。
どなたでも、気のあったパートナーをおさそって、秋の楽しいイベントにお出かけくださいと、青年たちは一般のかたの参加をよびかけています。

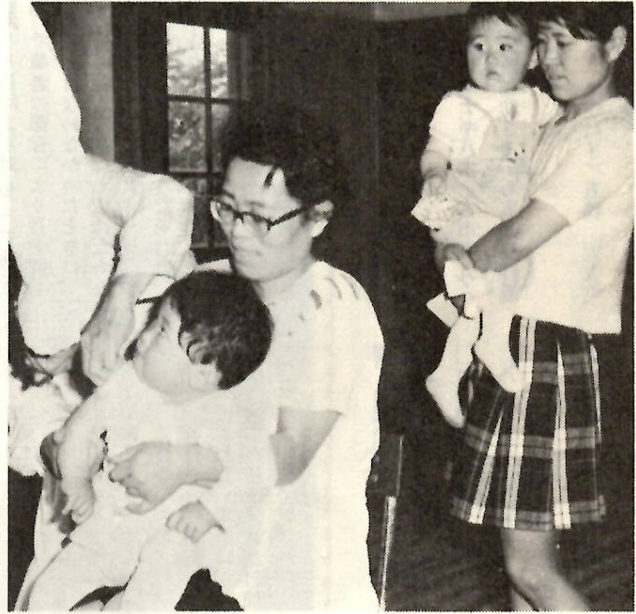
リンリンとベルを聞いたらよけましよう
ぬかる道、気をつけて
ルールを守って交通安全
横断歩道を正しく渡ろう
わきみ運転、事故のもと
カーブに気をつけよう
夜はライトをきちんとつけて
対向車に気をつけて
列を作って正しく歩こう
そろって横断、すみやかに
追突事故に気をつけて
なまめ横断は、やめましよう
なむい時は運転やめましよう
ランドセル背負つた
子どもは赤信号
無理な横断はやめましよう

交通安全
いろはカルタ

交通安全
いろはカルタ

＜48年度下半期＞ 百日ぜき・ジフテリア・破傷風(混合)予防接種			
第 1 回	第 2 回	第 3 回	時間
11月 19日 (月)	12月 10日 (月)	1月 16日 (水)	2 時
20日 (火)	11日 (火)	17日 (水)	
21日 (水)	12日 (水)	18日 (木)	5 分
22日 (木)	13日 (木)	21日 (月)	
24日 (土)	14日 (金)	22日 (火)	50 分
22日(木)	12日(水)	17日(木)	
追	加	2月8日(金)	

ママさんお忘れなく！ 三種混合予防接種



対象となる赤ちゃんは必ず受けましょう

ことし下期の百日ぜき・ジフテリア・破傷風(混合)の予防接種を、次の表のとおり各会場で実施します。対象者以外は接種を行いませんので、念のため。

【今回の対象者】

第一期 昭和四十八年二月一日から七月三十一日までに生まれた赤ちゃん。それから、前回の接種該当者(昭和四十七年八月一日から四十八年一月三十一日までに生まれた人)で、第一期(約三週間の間隔で三回接種)を完了している。

第二期 昭和四十六年八月一日から四十七年一月三十一日までに生まれたお子さん。それから、前回の該当者(昭和四十六年二月一日から四十六年七月三十一日までに生まれた人)で、第二期を完了していないお子さんが対象です。

第二期は一期完了後、十二か月十八か月の間に一回接種となります。第二期は一期完了後、十二か月十八か月の間に一回接種となります。

【ご注意】当日、昼の体温を測ってくる。問診票を記入する、健康状態をよく知っている人が付き添ってくる。母子手帳もお忘れなく持ってくる。

【各種健康相談】
保健所の乳児健康相談
第一週金曜日が一月四か月児、フェニールケトン尿症の検査も行ないます。第二週金曜日が五か月八か月児。第三週が十二か月児未満。いずれも午前九時から十一時まで。第三週金曜日の午後一時から三時までは特別相談を行ないます。
【医師会の育児相談】
十一月十四日(水)・二十八日(水) 群馬メデイカルセンター三階育児相談室で、午後二時から三時まで。
【先天性股関節脱臼検診】
十一月七日(木)・二十一日(木) 午後一時三十分～三時まで 中央公民館で行ないます。対象は満三か月児。
【集団献血】
十一月十三日(火) 午前九時三十分～正午まで、蕨町公民館。午後一時～三時まで、福祉センター。電話による精神衛生相談
十一月十日・十七日・二十四日の各土曜日午前九時から正午まで、前橋保健所精神衛生係(電話31局七七二二)が担当します。
【母親学級】
十一月六日(火)・十四日(水)・二十二日(木) 午後一時から広瀬団地第三集会所で行ないます。対象は、広瀬団地とその周辺に居住する妊婦とします。その他の人でも希望者はお出かけください。
【心配ごと相談】
十一月二日・九日・十六日・三十日の各金曜日午後一時から四時まで、住吉町二丁目母子福祉センターで行ないます。

たいせつな 赤ちゃんのための 乳児検診

四十七年九月一日から四十八年八月三十一日までに生まれた乳児を対象に、検診を行ないます。検診内容は、問診・身体計測・診察・保健指導など。受付時間は、各会場とも午後一時三十分から三時までとなっています。

【実施日と会場】

- 11月7日(水) 芳賀公民館
- 11月8日(木) 南橋公民館
- 11月9日(金) 桂葉公民館(三侯・幸塚・上沖・下沖・西片貝・東片貝町) 中石倉公民館
- 11月13日(火) 桂葉公民館(上泉・石関・亀泉・萩窪・堀之下堤・江木町) 清里公民館
- 11月20日(火) 永明公民館
- 11月22日(木) 総社公民館
- 11月27日(火) 元総社、上川淵各公民館
- 11月28日(水) 東公民館
- 11月29日(木) 駒形会議所、朝倉団地公民館
- 11月30日(金) 広瀬団地第三集会所、下川淵公民館
- 城南母子健康センター
- 11月13日(火) 下大屋、泉沢、富田、新井町。
- 11月14日(水) 荒口、荻子、西大室・東大室、飯土井町。
- 11月15日(木) 二之宮、筑井町
- 11月21日(水) 小屋原、上増田、下増田、下大屋、今井町。



各種健康相談

保健所の乳児健康相談
第一週金曜日が一月四か月児、フェニールケトン尿症の検査も行ないます。第二週金曜日が五か月八か月児。第三週が十二か月児未満。いずれも午前九時から十一時まで。第三週金曜日の午後一時から三時までは特別相談を行ないます。
【医師会の育児相談】
十一月十四日(水)・二十八日(水) 群馬メデイカルセンター三階育児相談室で、午後二時から三時まで。
【先天性股関節脱臼検診】
十一月七日(木)・二十一日(木) 午後一時三十分～三時まで 中央公民館で行ないます。対象は満三か月児。
【集団献血】
十一月十三日(火) 午前九時三十分～正午まで、蕨町公民館。午後一時～三時まで、福祉センター。電話による精神衛生相談
十一月十日・十七日・二十四日の各土曜日午前九時から正午まで、前橋保健所精神衛生係(電話31局七七二二)が担当します。
【母親学級】
十一月六日(火)・十四日(水)・二十二日(木) 午後一時から広瀬団地第三集会所で行ないます。対象は、広瀬団地とその周辺に居住する妊婦とします。その他の人でも希望者はお出かけください。
【心配ごと相談】
十一月二日・九日・十六日・三十日の各金曜日午後一時から四時まで、住吉町二丁目母子福祉センターで行ないます。

老人健康診査

市の「老人健康診査」を、まだ受けていない人たちのために、十一月十三日から十七日まで、市内の病院・医院で行ないます。六十五歳以上のかたは受診を。

日 祝 日 当 番 医 表

月	日	週	内 科	外 科	婦人科	耳鼻科	眼 科	歯 科				
11月	3日	祝日	山越剛 昭和町三丁目 31-5352 神	由上修三 上吉町一丁目 31-3646 内児	山田章之 千代田町二丁目 31-1055 内児	協立診療所 城東町三丁目 31-5137 内	北川道安 千代田町一丁目 31-2019 外	込谷惇 岩神町三丁目 31-0366 外	丸江好二 南町四丁目 21-8310	三浦一男 千代田町三丁目 31-5535	菅野忠男 住吉町一丁目 31-2625	歯科医師会館 (岩神町二丁目19-9) 電話 32局 2046 日、祝日の歯科 診察はここで 行なっています。
	4日	第1日曜	吉野昭男 東片貝三侯東 32-3333 神内	山田昇太郎 城東町二丁目 31-4793 内児	梶田一之 上新田町 51-3025 内児	秋山正典 平和町二丁目 31-5265 内児	木村一夫 平和町二丁目 31-3070 外	小竹淳一 三侯町 31-0495 整	道下勉 平和町一丁目 31-7821	町井浩一 文京町二丁目 21-2551	高平一夫 千代田町五丁目 31-3885	
	11日	第2日曜	貝瀬宏 下新田町 51-0618 内胃	中村篤 三侯町 24-8500 内	新井経雄 昭和町一丁目 31-2083 胃内	安部一男 南町三丁目 21-2339 内	小林正道 後関町 63-2535 整	神宮信一郎 岩神町三丁目 31-0201 外	宮崎英智 朝倉町一丁目 63-1155	竹越省一 住吉町一丁目 31-3658	田村璋夫 朝日町二丁目 24-5129	
	18日	第3日曜	永島勇 下沖町 32-6435 内	新井邦男 表町二丁目 21-7311 内児	相原健次郎 元総社町 51-2815 内児	且尾雅子 朝日町二丁目 24-2484 児	文京外科 文京町四丁目 21-1280 外	関口隆 千代田町二丁目 31-8871 整	森田茂 朝日ヶ丘町 51-2028	田中敬明 大手町二丁目 21-6431	羽生田進 千代田町二丁目 31-4037	
	23日	祝日	青山美子 古市町 51-2861 内児	井上博夫 本町三丁目 24-3854 内	宇居専之助 千代田町一丁目 31-2468 内児	伊藤琢夫 下小出町 32-0537 内	田中徳巳 千代田町一丁目 31-0555 外	高橋幸作 元総社町 51-2800 外	矢端秀男 千代田町四丁目 31-4101	赤沢達之 城東町五丁目 32-7691	横地良次 平和町二丁目 31-5330	
25日	第4日曜	井上清 大手町一丁目 21-7782 児	岩切早月 大手町二丁目 21-2517 内	上原敏夫 元総社町 51-2033 内	大川義助 若宮町二丁目 31-5288 内	滝沢幸男 関根町 32-6502 整	長崎憲夫 住吉町二丁目 31-3274 外	屋代周二 三河町一丁目 24-2556	太田庸一 本町一丁目 21-3680	青木豊 住吉町二丁目 31-3707		

クリーン相談室

ごみ・危険物

問い「キケン物は石油カンなどで出すようにのことですが、テレビや洗濯機などの大きいものはどう出すのですか。」

答え「キケン物は、いろいろな種類がありますが、次のように出して下さい。」

①テレビ、洗濯機、冷蔵庫、自転車などの大きいものは、そのまま出して下さい。

②ガラス、セトモノ類、あきビン、あきカンなどは、名まえを書いた石油カンなどに入れて出して下さい。

③灰は完全に消して、ビニール袋に入れて下さい。

④発泡スチロール、プラスチック、ビニール、ポリ製品などは、まとめてビニール袋、ポリ袋に入れて下さい。この場合、灰と一緒にしないで下さい。

⑤マットレスは、小さくたたんで、しっかりとしばり、一、二枚程度に出して下さい。

なお、資源として再利用できるものは、廃品回収などのとき出すように心がけましょう。キケン物を一般のゴミの取積場に出す人がいますが、キケン物はキケン物の取積場に朝八時までに「出す」というきまりを、必ず守って下さい。

問い「庭の手入れをしました、枝の始末に困っています。」

答え「枝木などは、長さ六十センチ、太さ三十センチの持ち運びができる程度にまとめ、しっかりと束くわらずに出して下さい。収集車は圧縮方式のものが多く



あなたかいこ

□日時計 前橋ロータリークラブ (斎藤純雄会長) から、クラブ結

バラ園正面に 虹と子供の像ができる

日新電機から寄贈



敷島公園内のバラ園に、「虹と子供たち」の像が完成、十月十九日除幕式が行なわれました。

像は白色の虹(幅、高さとも三・五メートル)、大空に向かって希望と喜びのポーズをとる十人の子供たちで構成されています。

建設費二百万円は、創立十周年を記念して日新電機前橋製作所(小沼芳雄所長)から市に寄付されたもの。バラ園を訪れる家族つれやチビツ子たちに喜ばれることでしょう。

し尿について

問い「くみ取り料金の支払いは、くみ取りしてもらった月の分だけ支払えばよいと思いますが、先月くみ取りしない月の分まで請求され支払ってしまいました。どうも納得できません。この点どうなっているのでしょうか。」

答え「人員による対象(一般家庭)で業者の都合により月一回し尿収集を行なわなかったときは、その月の料金は徴収してはならないことになっております。

また、翌月くみ取った場合は、前月分の料金として請求、徴収してはならないことになっておりますから、このような場合は、業者から請求を受けても支払う必要がありません。へご相談ください。

市では、許可業者に対して、くみ取り世帯主と決められた回数、収集予定日を守るように、指導して、業者の都合等により、なかなか徹底されていないようです。

今後、みなさんが催促しても業者が来てくれない場合は、市清掃課南部清掃事務所(電話21局00二〇)へご相談ください。

- 成二十周年を記念して敷島公園のバラ園へ。
- シタレヤナギ八本 古市町九六
 - 九、飯野和助さんから広瀬川畔緑地へ植栽のため。
 - 樹木(ロウバイ)五株 大友町七一九、長尾二二三さんからバラ
 - 現金一万円 匿名のかたから。
 - カン詰七十八個 天川大島町三六八「錦寿し」さんから。
 - 雑布九十三枚・タオル十二本 大手町一丁目第二寿慶会から。

燃せるゴミ収集日			燃せないゴミ・キケン物収集日		
月曜と木曜日	火曜と金曜日	水曜と土曜日	月曜日	火曜日	水曜日
領町 1・2丁目 大紅町 1・2丁目 千代田町 1・5丁目 朝日町 1・4丁目 三幸町 1・2丁目 三幸上下 西片貝町 東片貝町 上亀石 池端町 青梨子町 箱田町 前箱田町 川曲町 箱田町 下新田町 小古江 光が丘町	城東町 1・2丁目 三河町 1・2丁目 天川町 1・4丁目 緑が丘町 元総社町 大石町 上細井町 下細井町 下小出町 上小出町 青柳町 日輪寺町 川開町 川原町 勝沼町 下今	岩神町 1・4丁目 神和町 1・3丁目 昭和町 1・3丁目 住吉町 1・4丁目 日本表町 1・2丁目 泉宮町 沢町 1・2丁目 西大井町 東大井町 新二丁目 下今	南町 1・4丁目 紅雲町 1・2丁目 六供町 元総社町 大友町 大石町 元総社町 総社町 総社町 高井町 総社町 池端町 上青梨子町 清野町 勝沼町 下今	三河町 1・2丁目 文京町 1・4丁目 若宮町 1・4丁目 箱田町 前箱田町 前箱田二丁目 川曲町 下新田町 上小出町 古江町 光が丘町 大石町	日吉町 1・4丁目 城東町 1・5丁目 吉吉町 1・2丁目 三幸町 三幸上下 西片貝町 東片貝町 上亀石 池端町 下大屋町 泉宮町 西大井町 東大井町 新二丁目 下今

萩原朔太郎の「波宜亭」

波宜亭(はのい)は、周囲の道路より一段低く、盆地のようになっているが、昔はここに牧場があつて、牛のんびりと歩きまわっていたという。大正時代のことである。お



波宜亭 少年の日は物に感ぜしや われは波宜亭(はのい)の二階にありて

萩原朔太郎はこゝえよく立寄つた。そして後に次のような詩をのこした。

「萩の餅も、しょっぢゅう作つていたのではなく、貴賓館(現在の中央公民館別館)に将校の軍人さんなどがみえた時とか、特別な注文によって作るといった風でした」と山下さんは語ってくれた。

「波宜亭の柱に書きつられた歌の頃の歌も忘れず」朔太郎のノットに記された短歌である。静かな樹木の風景は、若き詩人の愛情を時はずめ、又秋風の頃には激しくその思いを、つらせたのだらう。樹令百年に近い楕が大きくそびえ昔を語りかける。

(さしえ・小見辰男)

入口から、やや南よりの位置にあつた。本造三階建て、大正十年頃まで存在した。一階部分は土手下にかくれ、遊園地西側の道路から木の橋を渡って、直接二階に入るようになっていた。その上に三階が重ねられ、特殊な地形を生かしたためらしい建物であつた。当時山本家の娘さんであつた山下幸子さん(宮神町二丁目)に話をうかがつてみた。「お花がいっぱいだった庭をおぼえますよ。紫陽花、山吹、藤ばかりとだけ、萩がたくさんありました。全体に自然のままを感じた庭でした。」

「庭には秋草茂り、軒傾きて古雅に床し旗亭なりしが」と朔太郎も書いています。詩人はこゝうした自然の庭を愛したのだらう。ここで朔太郎は旗亭という語を使っている。この言葉には料理屋とか茶屋という意味がある。波宜亭は今日でいうところの料理屋とは少し違うようだ。名物「萩の餅」で知られた、お休所といったものであろう。

題字・伊藤信吉